

異常乾燥日に警報 忘れずバケツ一杯

火器取扱いにご注意

春の火災予防運動

毎年、春は季節風が強く、空気が乾燥し、火災が発生しやすいシーズンです。すでに二月七日には宝塚市で東元小学校が約二〇〇〇平方メートルに引火して、八日市でたき火からガソリンが引火して、プロパンガスのボンベが爆発し十二人の負傷者を出しました。また大阪市の井田織機屋敷では四七店舗約三三〇〇平方メートルが焼失、推定約六億円の被害をだし、各地で大小の火災が頻発しています。この危険な季節に当り、二月二十八日から三月十三日まで全国一斉に春の火災予防運動が行なわれます。

市消防本部では「家庭の防火管理」者である奥さん方に火の元には必ずバケツ一杯の水を用意していただくこと、「公共建物の火災防止」を重点に運動を進めます。

野坂百本を約二百五十坪にわたって植樹しました。これで山本町北に付近は約六、七百坪にわたって突事な桜並木が完成。

その三山本町南にある南第四町会でも、十六日に桜を約二百坪にわたって植樹しました。

このほかにも桜を植樹しようとして計画している地区があるそうです。当分桜並木が完成です。

この桜の花のように「街を美しく」するために桜を植樹し、河川や空地、路傍などに植樹することです。

その二山本町北にある大和町会でも、同様に町内のリクリエーションとして植樹した会費などで、今月十四日、同じ吉

す。市民の皆さまもこの運動の主旨をご理解され、つきのことから注意していただき火災の未然防止に協力いただくようお願いいたします。

○火災警報が発令された時は次のことを守ってください。

1. 家の外では、絶対に火遊びやたき火をしないようにして下さい。

2. 家の内でも必要は火だけにしておいて下さい。

3. 消防車や広報車でお知らせしないようにして下さい。

○火災警報が発令された時は次のことを守ってください。

1. 家の外では、絶対に火遊びやたき火をしないようにして下さい。

2. 家の内でも必要は火だけにしておいて下さい。

3. 消防車や広報車でお知らせしないようにして下さい。

○火災警報が発令された時は次のことを守ってください。

1. 家の外では、絶対に火遊びやたき火をしないようにして下さい。

2. 家の内でも必要は火だけにしておいて下さい。

3. 消防車や広報車でお知らせしないようにして下さい。



桜並木の 新名所に

山本大和町会も植樹
前号で山本町北にある仲町の会人びとが「街を美しく」と玉川沿いに吉野桜を植樹したことをお伝えしましたが、早速その反響が沸きました。

その二新聞紙上でこのことを知った、一市民から「私も玉川を見るときに思っていたことを実現して下さった。今後の維持管理にお役立て下さい。いつまでも美しい桜と共に街を美しくして下さい。」と千田を仲町会長に。

その二山本町北にある大和町会でも、同様に町内のリクリエーションとして植樹した会費などで、今月十四日、同じ吉



玉川沿いに桜を植樹し、大和町会の人びと山本町北で。

抜き打ち 量目検査

婦人団体連協会など
府商工部計課では市内の婦人団体連絡協議会の協力を得て、今月十一日市内各地の食品店の小売店、市場、スーパーなどの量目抜き検査を行いました。

この検査は今年で三回目、結果は年々よくなってきているようですが、まだまだ改善されなければなりません。

普通、買物には価格に神経をもちますが、主婦も例外、量目には無関心な方が多いようですが、正しい量目を守るには、主婦の買物態度が重要です。

この結果は、全体的に約四割に当り、抜きの量目が多いとされています。



主婦が買ってきた食品を量目検査する係員

近頃締切り

中小企業融資交付
府では昭和三十九年度の中小企業（市内で六ヶ月以上事業を営んでいるもの）への融資は三月一日で締切りです。

この融資は、三月一日で締切りです。融資の申請は、三月一日までに提出してください。

融資の申請は、三月一日までに提出してください。

生後・入学前に 母子手帳もって会場へ

種とう
種とうは、生後二ヶ月から一年二ヶ月まで満一歳までの赤ちゃん。満六歳以下で、また一回も種とうを受けていない幼児。

種とうは、生後二ヶ月から一年二ヶ月まで満一歳までの赤ちゃん。満六歳以下で、また一回も種とうを受けていない幼児。

ピンクに変わります 三月中に切替え

国民健康保険
いまお持ちになっている国民健康保険の被保険者の証（水色）は、有効期限満了で今年三月三十一日をもって無効になります。

国民健康保険の被保険者の証（水色）は、有効期限満了で今年三月三十一日をもって無効になります。

水道の閉

水道をご使用になるときは
使用者が入居される二日前までに印カンと「水栓番号」をご用意のうえ、水道局へお申し込み下さい。

水道をご使用になるときは
使用者が入居される二日前までに印カンと「水栓番号」をご用意のうえ、水道局へお申し込み下さい。

建物の新築について

守りましょう
八尾市内に住宅その他の建物を新築する場合は、下記の事項を必ず守ってください。

守りましょう
八尾市内に住宅その他の建物を新築する場合は、下記の事項を必ず守ってください。

監査公表

税務課
たが、この法定納期と異なる場合は、法定納期と異なることとなります。

税務課
たが、この法定納期と異なる場合は、法定納期と異なることとなります。

固定資産課税台帳の閲覧は

3月1日から20日までの間に
固定資産課税台帳の閲覧は三月一日から同日二十日（日曜日を除く）までです。

固定資産課税台帳の閲覧は三月一日から同日二十日（日曜日を除く）までです。

水道の閉

水道のご使用になるときは
使用者が入居される二日前までに印カンと「水栓番号」をご用意のうえ、水道局へお申し込み下さい。

水道のご使用になるときは
使用者が入居される二日前までに印カンと「水栓番号」をご用意のうえ、水道局へお申し込み下さい。